

平成27年第3回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成27年3月27日(金)

午後1時30分開会

開催日時	平成27年3月27日	開会 1時30分 閉会 3時01分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	委員 長 鮎川志津子 委員長職務 代理者 福元 弘和 委 員 渡邊 恭秀	委 員 岡村理栄子 教 育 長 山本 修司	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 天野 建司 生涯学習部長 西田 剛 生涯学習課長 石原 弘一 庶務課長 関 次郎 学務課長 鈴木 剛 学務課長補佐 河田 京子 指導室長 河合 雅彦	図書館長 上石 弘美 指導主事 平田 勇治 指導主事 丸山 智史 庶務係長 中島 良浩	
調 製	中島 良浩		
傍聴者 人 数	2名		

日程	議 題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	議案第11号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則について
第3	議案第12号	小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
第4	議案第13号	小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則について
第5	議案第14号	小金井市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則について
第6	議案第15号	人事制度の改正に伴う教育委員会関係規程の整理に関する規程について
第7	議案第16号	教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程について
第8	議案第17号	小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程について
第9	議案第18号	小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について
第10	議案第20号	学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について
第11	議案第21号	小金井市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について
第12	議案第22号	小金井市公立学校職員服務規程の一部を改正する規程について
第13	議案第23号	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
第14	議案第24号	小金井市指定文化財の指定について
第15	報告事項	1 平成27年第1回小金井市議会定例会について 2 図書館の蔵書点検の結果について 3 その他 4 今後の日程 5 平成27年度小金井市立学校長・副校長等の人事異動について
第16	代処第4号	職員の分限処分に関する代理処理について

第17	代 処 第 5 号	職員の分限処分に関する代理処理について
第18	代 処 第 6 号	職員の併任に関する代理処理について
第19	議 案 第 1 9 号	職員の人事異動について

鮎川委員長

皆様、こんにちは。

ただいまから、平成27年第3回小金井市教育委員会定例会を開会する。

日程第1、会議録署名委員の指名。本日の会議録署名委員は、岡村委員と福元委員にお願いする。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

鮎川委員長

よろしく願います。

これから順次議題とするところであるが、審議の効率化を図るため、日程第2、日程第7及び日程第9を一括して議題としたいと思う。

なお、採決については、それぞれ別個に行うこととする。これにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長

ご異議なしと認め、そのように決定する。

日程第2、議案第11号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則について、及び日程第7、議案第16号、教育長の権限に属する事務の一部委任規定の一部を改正する規程について、及び日程第9、議案第18号、小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程についてを一括議題とする。

提案理由を説明願う。

山本教育長

提案理由について、ご説明する。

いずれの議案も地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があり、提案するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

関庶務課長

それでは、ご説明する。説明については、主な条項についての箇所につき、お許しいただきたい。

3件の議案については、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、以下「改正法」と呼ぶが、施行に伴い、規定等を整備するものである。

まず、議案第11号の法改正に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則のうち、小金井市教育委員会公告式規則についてである。

議案第11号資料の、新旧対照表をごらんいただきたい。目的をうたった第1条において、法改正に伴う引用条項の改正を行ったものである。公布についての規定の第2条においては、改正法により、委員長職廃止により、教育長への一本化に伴う整備である。

本議案を含め、この後審議いただく他の議案においても、委員長から教育長への改正が行われている箇所があるが、同様の理由であるので、以下説明は省略させていただきたいと思う。また、このたびの改正に合わせ、文言の表記の改正を行っている箇所があるが、同じく今後も説明は省略させていただきたい。

次のページをおめくりいただきたい。小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則である。目的をうたった第1条においては、法改正に伴う引用条項の改正を行ったものである。代理処理を規定した第4条における第2項では承認を得る形式から報告する形式に改正している。

さらに、委員会への報告として、第5条を新設し、教育長へ委任された事務のうち、重要案件については、委員会への報告を求めている。

小金井市教育委員会会議規則についてである。次の4ページをお開きいただきたい。臨時会の招集についての規定である第3条の第4項では、委員定数の3分の1以上の委員からの招集を請求された場合は、遅滞なく臨時会を招集することとしている。

続いて、議案第16号、教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程である。議案16号の新旧対照表をごらんいただきたい。ここでは、法改正に伴う引用条項の改正を行うものである。

最後、議案第18号、小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程である。法改正により、委員長及び委員長職務代理者が廃止となることから、委員長印及び委員長職務代理者印を廃止するも

のである。

なお、議案第11号及び議案第18号については、その効力に当たり、経過措置を設けておるものである。

大変雑駁ではあるが、説明については以上である。

鮎川委員長 事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見はあるか。

福元委員長
職務代理者 議案第11号資料の中の第5条のところ、「教育長は、第2条の規定により委任された事務のうち重要なものについて、委員会にこれを報告しなければならない」と出ているが、この意図というのは、我々の「教育長へのチェック機能」という受けとめ方でいいのか。それをチェックする機能という受けとめ方でいいのか。

関庶務課長 第5条、委員会への報告というのは新設である。今、福元先生がおっしゃったとおりである。今回、背景として教育委員会制度改革が始まるに当たり、教育長と委員長が一本化した教育長、新教育長と呼ばせていただくが、新教育長が誕生することになる。今までの委員長職のものが教育長に付与されることで、責任とともに権限も付与されるものである。そういった権限が強くなった教育長に対しての委員会としてのチェック機能が重要なところであって、いわゆる改正法でもその趣旨をうたっているところである。

今回、教育長に対する事務委任規則についても、その法改正の趣旨を踏まえ、新教育長に対しての委員会としてのチェック機能を働かす意味で、第5条において明文化をさせていただいたものである。
以上である。

鮎川委員長 では、ほかにご質問、ご意見等あるか。皆様よろしいか。

福元委員長
職務代理者 結局、合議制という今までの教育委員会の機能は、改正後も変わらないという受けとめ方でいいか。

関庶務課長 今回の法改正によって、今、福元委員がおっしゃったところの仕組みは変わらない。今回、教育長と委員長が一本化されることになるが、あくまでも教育行政に関する執行についての最終意思決定は教育長ではなく、合議制としての教育委員会が行うということで、

これは法改正以前と変わるものではない。

以上である。

鮎川委員長 そうすると、繰り返しの確認になるが、新しい教育委員会制度においても、教育委員会は合議制というところは変わることなく3月までと同じ状態、そして教育長に対するチェック機能として今回の事務委任規則、第5条などで配慮いただいているという理解でよろしいか。

関庶務課長 委員長のおっしゃるとおりである。

鮎川委員長 わかった。

福元委員長
職務代理者 ほかになれば、もう少しいいか。

鮎川委員長 お願いする。

福元委員長 ここに「事務のうち重要なものについて」と出ているが、委員会でもって我々がこれは重要だと、考えたことはここにある重要なものという受けとめ方をしておいても大きくは差し障りないか。

関庶務課長 確かに法の改正の説明会の中でも重要なものについては何かと、特に明示、列挙したものではない。教育委員会の中での判断である。その都度、その都度の中で出た事象について、これは重要なものであるということであれば、それは委員会での判断かと思っところである。

以上である。

鮎川委員長 重要なものといっても、この場で何が重要かというのは、例を挙げるのも難しいことかと思うが、今までどおり、教育委員が重要だと考えた場合は、教育長に報告をお願いしてよいということか。

関庶務課長 そのとおりである。

中島庶務係長 委員長、補足よろしいか。

鮎川委員長 願います。

中島庶務係長 小金井市教育委員会では、既に定例会で報告事項という議事案件を設けているので、法改正後も報告事項として各課から報告をしているものと報告のスタイルは変わらないものと考えている。小金井市は既に実践しているものが今回の法改正で条文化されて、それを法改正に合わせて明記したとご理解いただきたい。現状でも、重要なものについては、毎定例会で報告事項として報告をさせていただいているので、その部分は変わりなく、また今後とも委員のほうで報告を求めていただければと思う。

鮎川委員長 わかった。ほかの皆様、いかがか。

新しい教育委員会制度が、猶予期間はあるにしても目前に迫ってきた。このように規則等を整備していただき、ありがとう。

以上で質疑を終了する。これから採決を行うところだが、採決については、案件ごとに1件ずつ行うこととする。

それでは、お諮りする。議案第11号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則については、原案どおり可決することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 ご異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。

続いて、お諮りする。議案第16号、教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程については、原案どおり可決することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 ご異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。

続いて、お諮りする。議案第18号、小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程については、原案どおり可決することにご

異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 ご異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。
次に、日程第3、議案第12号、小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを議題とする。提案理由の説明をお願いする。

山本教育長 提案理由について説明する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定、小金井市人事制度の改正に伴う教育委員会事務局職員に係る規定及び幼稚園業務に係る規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。
細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るよう、お願い申し上げます。

関庶務課長 それでは、細部について説明する。
まず、議案第12号資料の新旧対照表をごらんいただきたい。職制を規定している第3条であるが、小金井市の人事制度の改正により、技能労務職の主任級のポストとして技能主任、また、係長級のポストとして技能長を設けたことにより、第3条の第2項において規定するものである。

また、より専門性を持たせた係長級のポストとして専任主査、同じくより専門性を持たせた技能労務職の係長級のポストとして専任技能主査の新設、また、技能労務職の係長級の統括的立場である統括技能長の新設、さらに、副主査を廃止したことにより、第3項において改正するものである。

教育長の代行についての第6条では、法改正により教育長の職務代理者は教育委員から選出されることとなることから、第6条は削除するものである。

また、幼稚園業務に係る事務の所掌について、学務課の所掌から市長部局保育課に業務移管されることから、所掌事務をあらわしている別表において、学務課学務係の所掌事務から削除するものである。

なお、法改正による改正については、その効力の発生については、

一定経過措置を設けているものである。

説明については以上である。

鮎川委員長 事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見はあるか。

渡邊委員 3条の現行の規則だと2番、主任のところは技能長並びに主任及び技能主任、それから3番、主査と副主査が統括技能長、主査、専任主査及び専任技能主査と細分化されているが、これは簡単にいうと、どのような違いがあるのか。

関庶務課長 個々にどうこうというよりも、まず、この人事制度の改正についての背景を説明させていただきたいと思う。

昨今の多種多様な行政への要求に十分に対応するため、今までの部長、課長、係長、主任といった単線型と言われる人事管理からより専門性を持たせたスタッフを配置するのが、これは複線型人事というが、そういった人事管理に移行するという人事制度の改正があった。

それに伴い、例えば、専任主査というのは一般行政職になるが、より専門性を持たせた職については係長級として専任主査という位置づけをするということである。

背景を含めた説明は以上である。

鮎川委員長 ほかにご質問、ご意見等あるか。よろしいか。

この議案は3つの法律の改正に伴ってということか。

関庶務課長 この人事政策の改正については、法律というよりも小金井市の人事制度が変わったということである。

鮎川委員長 なるほど、そういうことか。わかった。

関庶務課長 今、申し上げた統括技能長とか専任主査とか技能主任とか、新たなものについては、いわゆる教育の法改正によるものではなく、それ自体は小金井市の人事制度が変わったものである。

鮎川委員長 これは小金井市独自のものということか。

関庶務課長 小金井市独自という用語があった。これは制度としてはほかの市もある。先ほど複線型と申し上げたが、全市がそういう形でやっているわけではないが、小金井独自のものというものではない。制度としてはあることである。小金井市はそれを取り入れたということである。

鮎川委員長 わかった。ほかにご質問、ご意見はあるか。よろしいか。
では、以上で質疑を終了する。
それでは、お諮りする。議案第12号、小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 では、ご異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。
次に、日程第4、議案第13号、小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とする。提案理由の説明を願う。

山本教育長 提案理由について、ご説明する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定及び小金井市人事制度の改正に伴う教育委員会事務局職員に係る規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。
細部については、担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

関庶務課長 それでは、説明する。
まず、議案第13号資料の新旧対照表をごらんいただきたい。
目的の第1条である。一般職である職員の定数を定めた小金井市職員定数条例においては、改正法により、いわゆる新教育長については一般職ではなく特別職としての身分となることから、定数条例から除外されることから文言削除したものである。
職務名の第4条である。先ほどの議案第12号でのご審議の中で

お話しした小金井市の人事制度の改正により、新たな役職の新設等により第4条において整備するものである。

また、第4条関係の別表中に技能職として表示している電話交換については、この職種が廃止となることから削除するものである。

なお、法改正による改正については、その効力の発生については一定経過措置を設けるものである。

説明については、以上である。

鮎川委員長 事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

では、以上で質疑を終了する。それではお諮りする。議案第13号、小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。

次に、日程第5、議案第14号、小金井市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とする。

提案理由の説明をお願いします。

山本教育長 提案理由について、ご説明する。

小金井市行政手続条例の一部を改正する条例が平成27年4月1日から施行されることに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

関庶務課長 それでは、説明する。

議案第14号資料の新旧対照表をごらんいただきたい。

小金井市行政手続条例の改正により、東京都の条例及び東京都の執行機関の規則に基づいて市が処理することとされた事務において、市が行う不利益処分には小金井市行政手続条例が適用されることが明記されることに伴い、小金井市聴聞及び弁明の機会の付与に

関する規則において、東京都行政手続条例に規定される手続を定める必要がなくなるため、このたび規程の整備を行うものである。

説明については以上である。

鮎川委員長 事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

では、質疑を終了する。それではお諮りする。議案第14号、小金井市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。次に、日程第6、議案第15号、人事制度の改正に伴う教育委員会関係規程の整理に関する規程についてを議題とする。

提案理由の説明をお願いします。

山本教育長 提案理由について、ご説明する。

小金井市人事制度の改正に伴い、教育委員会事務局職員に係る規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るよう、お願い申し上げます。

関庶務課長 それでは、説明する。

今回、小金井市立図書館庶務規程及び小金井市教育委員会事務局庶務規程、並びに小金井市公民館庶務規程について、先ほどの議案第12号でも説明申し上げた小金井市の人事制度の改正により、新たな役職の設置等に基づき、規定を整備するものである。

詳細については、それぞれ資料をごらんいただきたいと思う。

説明については、以上である。

鮎川委員長 事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

では、質疑を終了する。それではお諮りする。議案第15号、人

事制度の改正に伴う教育委員会関係規程の整理に関する規程については、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。
次に、日程第8、議案第17号、小金井市教育委員会教育長事務
決裁及び専決規程の一部と改正する規程についてを議題とする。
提案理由の説明をお願いします。

山本教育長 提案理由について、ご説明する。
小金井市人事制度の改正に伴う教育委員会事務局職員に係る規定及び幼稚園業務に係る規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。
細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

関庶務課長 それでは、説明する。
議案第17号資料、新旧対照表をごらんいただきたい。
用語の意義を規定している第2条において、小金井市の人事制度の改正により、先ほど議案第12号及び議案第15号でも説明申し上げた新たな役職の設置等に基づき、規定を整備するものである。
課長の専決を規定している第9条においては、学務課長の専決事案であった幼稚園就園奨励費支給認定に関することについては、幼稚園業務に係る事務の所掌について、学務課の所掌から市長部局保育課に事務移管されることから、このたび削除するものである。
説明については以上である。

鮎川委員長 事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。
この4月から幼稚園関係の事務は保育園と同じ所掌になるということか。同じ管轄になるということか。

鈴木学務課長 子ども・子育て新制度の関係で、幼稚園関係の事務が保育課のほうで一元化されるということで、事務移管するものである。

鮎川委員長 わかった。

鈴木学務課長 窓口が1本になる。

鮎川委員長 1本に。そのほうがわかりやすくてよい。

鈴木学務課長 そうである。

鮎川委員長 わかった。では、特にご質問、ご意見ないか。
では、質疑を終了する。それではお諮りする。議案第17号、小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程については、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。
次に、日程第10、日程第11及び日程第12については、関連事項であるので、審議の効率化を図るため、一括して議題としたいと思う。
なお、採決については、それぞれ別個に行うこととする。これにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 では、ご異議なしと認め、さよう決定する。
それでは、日程第10、議案第20号、学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について、及び日程第11、議案第21号、小金井市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について、及び日程第12、議案第22号、小金井市公立学校職員服務規程の一部を改正する規程についてを一括議題とする。
提案理由の説明をお願いします。

山本教育長 提案理由について、ご説明する。

いずれの議案も非常勤職員制度の見直しなどにより、規定を整備する必要があり、提案するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るよう、お願い申し上げます。

河合指導室長 議案第20号から22号にかけて説明する。

東京都において、平成27年度から職員の配偶者同行休業に関する条例の制定及び非常勤職員制度の見直しによって、都の規定、つまり学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程、さらに東京都立学校職員出勤記録整理規程、さらには東京都立学校職員服務規程が改正されることに伴い、市の規定の一部を改正することになった。

内容については、その多くは用語の整備ということで、都の規定に合わせた形での変更となっている。

説明は以上である。

鮎川委員長 事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

私たちは事前に資料をいただいて拝見していたので、理解できている。ご質問等よろしいか。

では、質疑を終了する。これから採決を行うところだが、採決については、案件ごとに1件ずつ行うこととする。

それでは、お諮りする。議案第20号、学校教員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程については、原案どおり可決することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 ご異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。

続いて、お諮りする。議案第21号、小金井市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程については、原案どおり可決することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 ご異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。
 続いて、お諮りする。議案第22号、小金井市公立学校職員服務
 規程の一部を改正する規程については、原案どおり可決することに
 ご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 ご異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。
 次に、日程第13、議案第23号、学校医、学校歯科医及び学校
 薬剤師の委嘱についてを議題とする。提案理由の説明をお願いする。

山本教育長 提案理由について、ご説明する。
 平成27年3月31日付けをもって学校医、学校歯科医及び学校
 薬剤師の任期が満了することに伴い、新たに委嘱するため本案を提
 出するものである。
 細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご
 議決賜るようお願い申し上げます。

鈴木学務課長 では、議案第23号、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱
 についてご説明申し上げます。

 学校医等の配置義務であるが、学校医、学校歯科医及び学校薬剤
 師については、学校保健安全法の第23条により、小中学校にその
 配置が義務づけられているものである。現在の学校医、学校歯科医、
 学校薬剤師の先生方は平成27年3月31日付けをもち、2年間の
 任期が満了するものである。新たに、4月1日以降2年間の委嘱を
 予定しているものである。

 委嘱に先立ち、学校医については一般社団法人小金井市医師会様
 から、学校歯科医については一般社団法人東京都小金井歯科医師会
 様から、学校薬剤師については東京都学校薬剤師会小金井支部様か
 ら推薦をいただいている。また、精神科校医についてはご本人の内
 諾を得ていて、今回の提案とさせていただいた。

 新任学校等については、この4月から新たにお願いしている先生
 方は議案の裏面のほうに新任の欄に丸印をつけさせていただいて
 いる。新任の先生は内科の先生がお一人、歯科医の先生は8人の先
 生方になっている。また、本町小の薬剤師をお願いしている先生は、

前原小に加え、2校目を委嘱させていただき、緑小の薬剤師をお願いする先生には東小と二中に加え、3校目を委嘱させていただいているものである。

説明については以上である。

鮎川委員長 事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見はあるか。

岡村委員 医師会では学校医会というのがあり、そこで皆、先生方をご推薦するが、よい先生をご推薦するのと、あと地域、学校に近い先生方をお願いをなるべくしている。耳鼻科とかは少し遠くなった先生もいらっしゃるようだが、快く引き受けていただいている。

又、新任となる学校医は東京都医師会が催す「学校医初任者研修会」に必ず参加することになっている。

鮎川委員長 ほかに何かご意見、ご質問あるか。

確かに眼科と耳鼻咽喉科は複数の学校をかけ持ちしてくださっているのご負担も多いことかと思うが、小金井のことも、子供たちのこともよくご存じの先生が診てくださるのは保護者の立場からするとありがたいことだと思う。よろしく願います。

では、ほかによろしいか。質疑を終了してよろしいか。

1つご報告してよいか。小金井市の学校で薬物乱用教室が行われている。その際に、学校医の薬剤師の先生がご出席して下さっているお姿を時々拝見する。おそらく本業の時間を削って来て下さっているのかと思うと、大変ありがたい限りなので、ここで感想として一言申し上げる。長くなって申しわけない。

では、質疑を終了する。それではお諮りする。議案第23号、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱については、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。

次に、日程第14、議案第24号、小金井市指定文化財の指定についてを議題とする。

提案理由を説明願う。

山本教育長

提案理由について、ご説明する。

平成27年2月18日付けをもって、小金井市文化財保護審議会会長から答申書が提出されたので、小金井市指定文化財の指定について本案を提出するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

石原生涯
学習課長

去る平成27年2月10日に開催された前回の第2回教育委員会定例会において、今回の指定の案件である、いずれも江戸東京たてもの園内にある建造物の吉野家住宅、天明家住宅、奄美の高倉の文化財の指定について、文化財保護審議会に諮問することについてご協議をいただいた。2月18日に開催された文化財保護審議会のほうで、いずれの建造物についても指定文化財として指定することについて妥当であるという答申をいただいたので、指定文化財の指定について、今回の議案として提出するものである。

以上である。

鮎川委員長

事務局の説明が終わった。保護の文化財については、前回、諮問する際にご説明いただいて、私たちも理解できているが、何かご質問、ご意見等あるか。

よろしいか。では、質疑を終了する。

それでは、お諮りする。議案第24号、小金井市指定文化財の指定については、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長

では、異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。

次に、日程第15、報告事項を議題とする。順次、担当から説明願う。

報告事項1、平成27年第1回小金井市議会定例会について、お願いする。

天野学校

それでは、平成27年第1回市議会定例会について、初めに学校

教育部長

教育部からご報告する。

初めに、一般質問について説明をさせていただく。今回の一般質問は、日曜議会で各議員持ち時間15分、平日に残時間45分と分けて行われた。

初めに日曜議会分である。小林議員からは、「若者の声を反映した魅力有る市にするために」ということで、小金井教育の日における生徒会交流について取り上げていただいた。今年度から始めた教育の日では、「情報化社会の新たな問題を考える SNS、LINE等の利用について」をテーマに、学校の先生方や保護者の方々、学校関係者の方々に向けて自分たちの意見を表明するという形で生徒会交流を実施した。効果としては、中学生が自分たちでみずからの課題を見つけ、共有し、自分たちによる解決に向けた取り組みは、いずれは自分たちの住む地域の課題を見つけ、解決する力、地域力を養うことにつながっていくものとお伝えした。

また、遠藤議員からも、小金井教育の日についてご質問をいただき、その目的として、学校、保護者、地域の方々がともに小金井の教育について考えることを通して、明日の小金井を担う子どもたちを育てていくための意識を高め、学校の教育活動の一層の推進を図ることをお話しした。

ほかにセカンドスクール、長期宿泊学習における有効性についてご意見をいただき、教育委員会としては、長期宿泊に伴う子どもの健康上の問題や、家庭から長期間離れることへの保護者の理解、学校での新たな教育課程の編成などについての課題等を考慮しながら、今後も研究をしていきたい旨、お話しした。

続いて、平日、残時間分である。1ページにお戻りいただいて、小林議員である。パラリンピアンとの積極的な交流機会をつくらないかということでのご質問だが、オリンピック教育推進校の取り組みをご紹介した。

3ページをごらんいただきたい。露口議員からは、通学路における防犯カメラの促進についてご意見をいただき、教育委員会としても、子どもたちの安全・安心のため、的確に推進していく旨をお答えした。

4ページである。鈴木議員からは、差別解消法の2016年施行に向け、合理的配慮の観点から特別支援学級の子どもが通常学級の校外学習に参加することはできるのかという質問があった。東京都

発行の『特別支援学級（固定学級・通級による指導）教育課程編成の手引』には、次のように書かれている。「交流及び共同学習を実施するに当たって、児童・生徒の実態や個別の課題、その時の活動の狙いや内容によっては、学級の全員の児童・生徒が参加する場合もあれば、学級の一部の児童・生徒だけが参加する場合もある」。このことから、特別支援学級に在籍する児童・生徒の通常学級で行われる校外学習への参加については、個々の児童・生徒の状態や、その時々学習活動の狙いや内容によって個別に判断されるものということになる。特別支援学級の子どもが通常学級の校外学習に参加することについては、児童・生徒や保護者に対して合理的配慮の観点も踏まえながら、学習の狙いや学習活動の内容、子どもの障害の状況や発達段階、集団での適応状態などについて丁寧な説明を行いながら合意形成を図っていくことが大変大切なことである旨答弁した。

白井議員からは、18歳選挙権を見据えた主権者教育の現状、渡辺ふき子議員からは、学校での挨拶運動についてのご質問があった。

林議員からは、「小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」において、市内中高生の悩み事の相談先として、学校やスクールカウンセラーを選びにくいと答えた割合が30%から60%になっていることについてご質問があり、はっきりしたことは言えないわけだが、アンケートに回答した中高生の多くは充実した環境の中で育ち、身近に相談できる友達や家族がいることがそのアンケートからうかがえる。しかしながら、現実として、市内中高生の悩み事の相談先として学校やスクールカウンセラーを選びにくいということについては、教育委員会として教育相談先の案内を毎学期配布するなど、あらゆる機会を使って周知しているところであり、今後とも一層周知に取り組んでまいりたい旨、答弁した。

最後に、岸田議員から、地域連携事業協力校についてご質問いただいた。平成25年度に小金井版の（仮称）学校支援地域本部の研究校として小学校1校、中学校1校を指定し、教育支援や子どもの生活向上についての研究に取り組んだ。平成26年度は、平成25年度の研究を踏まえ、（仮称）学校支援地域本部の名称を、地域連携事業協力校と改め、小学校4校、中学校1校の5校を指定し、それぞれの学校が地域や学校の特色を生かしながら、学力向上や授業における体験活動、学校行事の運営など、持続可能な学校支援につ

いての研究に取り組んだ。教育委員会では、平成27年度の教育施策に、全校で地域の人材等を活用した学校支援体制の充実を図るとの内容を明記し、全小中学校で学力向上を柱として、地域、外部人材等を活用した学校支援の研究に取り組んでいく予定である。

今後は、各学校の特色を生かして、小金井市ならではの家庭や地域の豊かな教育力や豊富な教育資源を有効に活用しながら、各学校の教育力を今まで以上に高めていく旨、お答えした。

1ページにお戻りいただきたい。厚生文教委員会である。厚生文教委員会では、議案4本、行政報告1本、いずれも教育委員会にてご説明しているものである。なお、議案については全てご議決をいただいたところである。

最後に、予算の関係であるが、お手元に配付してある平成27年度小金井市歳入歳出予算説明資料より、歳出をごらんいただきたいと思う。平成27年度の一般会計の当初予算規模は、最下段のとおり、373億4,000万円で、対前年度21億9,000万円の増となっている。

下のほうの欄、款10、教育費では、総額32億2,812万3,000円となり、前年度から4億601万円の減となっている。私立幼稚園等就園奨励費補助金、園児保護者補助金、合わせて約1億8,000万円が、学務課から保育課へと所掌が変わり、予算が民生費に移ったことが大きな要因となっている。ほかに、人件費や、昨年実施された工事等がなくなったことが主な要因となっている。

教育委員会の庶務的予算である教育総務費では約1億9,000万円の減となっている。その主な要因は、先ほどの幼稚園関係で約1億8,000万円、人件費が約2,000万円の減となっている。

次に、小学校費だが、約900万円の増となっている。その主な要因は、教科書採択がえに伴う教師用指導書などで消耗品が増加していることによるものである。

なお、昨年も実施した小学校トイレ改修工事は、一小、三小、四小、緑小トイレ改修工事を実施する。

また、平成27年度の周年行事は、本町小学校が50周年となっている。

次に、中学校費だが、約1億8,000万円の減となっている。主な要因は、南中学校運動場芝生整備関連で約9,700万円、第一中学校屋内運動場床等改修で約5,500万円の皆減となってい

る。

それでは、学校教育部の平成27年度の主な予算である。

教育施設整備基金積立金、6,400万円、小学校4校のトイレ改修工事や第一中学校のトイレ改修工事などの施設整備、それからスクールカウンセラーの中学校2校分、週1日から2日への体制強化、スクールソーシャルワーカーも3人から4人へと増やし、相談体制のさらなる充実に努める。特別支援教育支援員の6人から7人に増、学力向上外部人材謝礼、121万8,000円を措置し、地域の人材活用など外部の人材を学力向上のために活用することにより、地域との連携強化も進める。

以上の事業予算が計上されている。来年度の事業の詳細については、次回の教育委員会にて、各課の主な事業として報告させていただきたいと思う。

以上で報告を終わる。

西田生涯
学習部長

生涯学習部関連である。

一般質問から申し上げる。3月1日日曜日の日曜議会においては、質疑を含め1人15分以内で、議長を除く23人が質問した。生涯学習部関係では、5人から5件の質問がある。

まず、概要を申し上げると、五十嵐議員から、公民館を取り巻く状況ということで、公民館の全体像や本館等をセンター化し、そのほかは非常勤で運用せよという第三次行革大綱の考え方についての質問があった。

次に、渡辺ふき子議員から、名勝小金井サクラの復活をということで、苗木の補植状況、市内外でのPR等についてのご質問を受けている。

3人目として、関根議員から、公民館本館の移転ということで、現福祉会館の老朽化に伴う新福祉会館に公民館が入らない案であることについてのご質問をいただいている。

4番目として、田頭議員から、公民館をまちづくりの拠点にしようということで、第三次行革にある公民館有料化といったものの見直しを行わないかという趣旨の質問である。

5番目として、森戸議員から、東センターの委託化への反対、検証が不十分であり準備不足であるという論調でのご質問があった。こちらが日曜議会での質問である。

その他、残時間、こちらにも議長を除く23名が質問したが、今回、生涯学習部に係る質問は、日曜議会、残時間含めて、非常に多くて、6人から6件の質問があった。

まず最初に、パラリンピアンとの交流をということで小林議員から質問があって、内容としては、これまでの実績、それから練習会場の仲介を行わないかという中身である。

それから、露口議員から、小金井の坂の名称、愛称について、生涯学習課ホームページでの紹介をすると言いながらまだできていないが、早くしないかという状況の質問であった。

3番目に、遠藤議員から、名勝小金井サクラの27年度における対応ということで、予定されている内容についてのご質問をいただいている。

それから、五十嵐議員から、日曜議会の延長ということになるが、公民館を取り巻く状況ということで、委託、有料化問題等についてのご質問をいただいている。

それから、宮下議員から、地元の歴史や文化を伝える財産の適切な保存、活用について、市の教育委員会のほうでの的確な把握と保護策を打ち出さないかという内容の質問であった。

最後になるが、岸田議員のほうから、放課後子ども教室について、現状と今後のあり方についてただす内容のご質問があった。いずれも、報告事項1の資料のとおり、質問の項目を簡単に一覧にしたものを配付しているので、ご参照いただければと思う。

厚生文教委員会議案案件について、特に今回、生涯学習部関係はなかった。

続いて、平成26年度補正予算第8回である。生涯学習部関係では、歳出は社会教育費全体で7,213万8,000円の減、保健体育費で2,664万8,000円の減であった。主に人件費の調整のほか、契約差金、未執行の事業等が入っている。大きいものとしては、社会教育費の中に入っている玉川上水歩道橋撤去工事等の契約差金、5,827万1,000円がある。いわゆる最終補正としての整備を行ったものであって、可決をされたものである。

続いて、平成27年度当初予算である。新年度予算は起立多数で可決されている。歳出は、社会教育費全体で7億3,540万7,000円、保健体育費は3億3,521万円ということで、昨年度初参加したチャレンジデー予算も含まれている。本年も5月に開催す

る予定なので、ご協力のほどお願いする。

なお、東センターの図書館、公民館の8月からのNPO法人への委託については、予算特別委員会における本件予算の質疑に鑑み、小金井市公民館運営審議会並びに小金井市図書館協議会の答申を尊重し、委託先であるNPO法人との合意が得られ、業務が遺漏なく行われることが確認でき、改めて市議会の理解が得られるまで、関連する予算の執行を停止するように求めるとの附帯決議がなされ、これに対しては、附帯決議の内容を参考に予算の適切な執行に努めるとの市長の発言があったことを申し添えておく。

以上で報告を終わる。

鮎川委員長 何かご質問や感想などあるか。

岡村委員 このスクールカウンセラーにあまり悩み事を言わないとかいうのがあるが、私、このごろ、子どもの貧困についていろいろ心打たれるものがあるのだが、ソーシャルワーカーが子どもの貧困に対してどのように対応しているのか。ソーシャルワーカーには、相談はどんな感じですか。あんまりされていないのか。

河合指導室長 学校には、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーという者が来ている。心理的な部分についてはスクールカウンセラーが主としてかかわっていて、スクールソーシャルワーカーは福祉的な観点で家庭との連携を図ったりとか、家庭からの福祉に関する相談に支援しているということである。現状としては、スクールソーシャルワーカーについても多くの相談を寄せていただいて、一緒になっているような支援を図っているということである。

岡村委員 人員が増えるということで、すごくいいと思う。よろしく願います。

鮎川委員長 先ほど、学校教育部長のご説明で、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの増員ということで、予算が増えるというご説明があったと思う。来年度は、中学校二校分、1日から2日に、4月から増えていくということか。

天野学校
教育部長 詳しくは、次回の教育委員会で、各課の事業ということでご説明したいと思うが、今、委員長がおっしゃったとおり、小金井市教育委員会としては、子どもたちの相談体制を充実していくという施策の中で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを充実していくという予算になっている。

鮎川委員長 わかった。
それに関連して、もう1つ。今、岡村委員もおっしゃった、林議員からの、悩み事の相談先として学校やスクールカウンセラーを選びにくいと答えた人が30%から60%になるという数字に衝撃を受けている。これはどのような調査方法だったのか。

天野学校
教育部長 これは、子育て部門のほうで調査をしたものであって、「小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」というものである。平成26年3月につくったのだが、この対象が市内の中学生だけではなくて、高校生も含めた形で行われているので、そのような結果になったという部分もある。

河合指導室長 今、学校教育部長が説明させていただいたように、中高校生の結果である。子どもたちが何かあれば、当然、困ったことがあれば先生方とかスクールカウンセラーに相談するのが多いが、子どもたちの中には友達だとか先輩だとか仲間に相談することが多々あると思う。今回の調査については、悩み事の大きさによって、困れば先生方に頼る部分もあると思うが、よく捉えると、仲間同士で相談していく、まさに思春期なので、この相談が仲間同士で解決できる部分も多々あるのかと思う。
以上である。

鮎川委員長 わかった。高校生も含めた結果がこの数字になったということか。今のご説明で理解できたが、友達に相談できないことを相談できる場所がとても必要と思う。今までもフォローしていただいたと思うが、引き続きそちらのほうのフォローをお願いしたいと思う。
ほかにご質問、感想等あるか。渡邊委員、お願いする。

渡邊委員 直接ここには載っていないが、先日、読売新聞だったと思うが、

福祉会館の件が記事に載っていて、法政と共同研究をしてやっ
ていこうということで、それが違法だということで、次の新聞を見たら
合法だということで載っていたが、その経緯というか、ちょっとよ
く意味がわからなかったのも、何でそのような形で法政となったの
か、また今後の展開というか、それをお聞きしたいのだが。

西田生涯
学習部長

所管ではないので、詳しいことを知る者はこの中にいないのだが。

渡邊委員

ただ、新聞に載っていたので。

西田生涯
学習部長

我々も新聞に載っていたということは知っているけれども、生涯
学習部のほうで、公民館が福祉会館に現在入っているが、新福祉会
館の計画の中には公民館が入っていない状況でのそういう設計の
負担をしてもらおうというか、共同研究をすると。大まかに言うと、
共同研究をするという形で、最初、当初予算の計上を小金井市がし
ただけけれども、諸般の事情から、第1回の補正予算という形にな
るんだが、それを撤回したという経緯があるというところまでであ
る。それがなぜかとか、それは新聞に書いてあることが全部正しい
のかどうかもわからないが、そういう状況であるということになっ
ている。したがって、公民館についても現在、そういう状況にある
ということをご理解いただければと思うが、申しわけない、これ以
上情報がない。

渡邊委員

ただ、そもそも法政とやること自体、我々は初めて聞いたので、
不思議に思ったので、素朴な質問をさせていただいた。

鮎川委員長

よろしいか。

ほかにご質問、感想等あるか。では、よろしいか。

では、続いて、報告事項2、図書館の蔵書点検の結果について、
お願いする。

上石図書館長

それでは、図書館の蔵書点検の結果について、口頭にて報告する。

図書館では、蔵書資料の的確な把握を行うため、特別休館により
毎年蔵書点検を実施している。

今年度は、本館、西之台会館図書室、移動図書館車を2月19日から2月25日、東分室及び緑分室を3月9日から12日、貫井北分室を3月10日から13日にかけて蔵書点検を実施した。

貸し出しを含む全蔵書が47万8,446冊であったが、うち、貸し出しを除いた全資料を点検した。点検冊数は41万4,540冊で、貸し出しされていないにもかかわらず所在が不明な図書は931冊であった。不明図書率は0.19%で、前回の平成25年度実施の蔵書点検では不明図書777冊で、不明図書率0.16%だったので、不明図書冊数及び不明図書率とも、わずかだが増加してしまった。

簡単だが、以上、報告になる。

鮎川委員長 何かご質問、感想等あるか。

岡村委員 不明図書というのは、貸し出して戻ってこないという感じか。

上石図書館長 貸し出しているものは所在がわかっているということになっているので、電算上処理せず……。

岡村委員 なくなってしまった本ということか。

上石図書館長 そうである。小金井市ではICタグとかが入っていないので、ブックディテクションもないので……。

岡村委員 ICタグを使っている大学の図書館などは、手続きをせず持ち出すとアラームがなったりする。それがない事情がわかった。

上石図書館長 ただ、0.19%にしても、0.16%にしても、少ないほうだと思う。

昨年の9月ぐらいに、新聞報道であったので固有の名詞を出してしまうが、横浜市で0.5%、2万冊近く不明だということでセンセーショナルな新聞記事が出たのだが、それにしても、横浜市の場合、蔵書が400万冊である。なので、2万冊としても0.5%ということで、そのときに図書館界では話題になったが、0.5%ぐらいと言ったらあれだが、そのぐらいはどこの各市でもあるという

ことで、小金井は今回、0.19%だったので、少なかったかなと。ほんとはあってはいけないのだが、そういった状況になっている。

岡村委員 わかった。

鮎川委員長 ほかにご質問、ご意見、よろしいか。

西田生涯
学習部長 済まない、先ほどのご質問に補足だが、例の法政大学との共同研究の件だが、こちらは議会でも、4月の半ばになると思うが、まだ決定は出ていないのかわからないが、連合審査会というのを開いて、その中でこれについては全議員参加のもとでいろいろ、経緯だとか、何でこういうことになったのかというのを審査する予定になっているので、付言をしておく。

鮎川委員長 ありがとう。
それでは、報告事項3、その他、学校教育部からほかに報告事項があれば報告願う。

天野学校
教育部長 特にない。

鮎川委員長 生涯学習部からほかに報告事項があれば報告願う。

石原生涯
学習課長 本日、こういったクリアファイルをお配りしたが、チャレンジデー、先ほど生涯学習部長のほうからお話をさせていただいたが、今年5月27日水曜日が全世界でチャレンジデーの日になるので、また小金井市も参加することで皆様方にもご協力をひとつよろしくお願いしたいと思う。

相手市が既に決定していて、鹿児島県の霧島市である。参加回数は小金井市と同じで、今年2回目の参加だが、昨年度、初年度の参加で57.何%という参加率を出したところなので、議会の議員の方々も、勝つためにやろうとおっしゃっていただいているので、勝つつもりでやっていきたいと思う。

西田生涯 ちなみに、小金井市は昨年度が3万人の参加で25%程度だった。

学習部長

鮎川委員長 倍增。

西田生涯
学習部長 倍增以上しないと勝てないだろうということで、去年、必死になっていたつもりだったが、皆様のより多くのご協力をよろしく願
いしたいと思う。

鮎川委員長 福元委員と岡村委員が鹿児島ご出身でいらっしゃるの、これは
ぜひよろしく願います。

西田生涯
学習部長 霧島市も合併を繰り返して12万人を超えるような人口なので、
同規模という形になっている。霧島市というと、皆様ご承知のとおり、霧島神宮があり、京セラの工場があり、ソニーの工場もあり。

岡村委員 旅館もあって。

西田生涯
学習部長 旅館も多く、宮崎県に跨ぐ霧島温泉郷がある。

岡村委員 霧島温泉郷はすごく働いている人が多く、あそこに仲居さんたち
を集めて一斉に運動したらすごい数である。旅館でみんなでやろう
と言ったら、もう1回100人ぐらいすぐいってします。

西田生涯
学習部長 正直言って、かなり苦戦するのは見えているので、よろしく願
います。

西田生涯
学習部長 あと、クリアファイルの中には、5月2日、3日に小金井公園で
節目の大会だが、第20回のウォーキングフェスタ、東京のツーデ
ーマーチが行われるので、もしお時間があったら、また中学生のボ
ランティアを募集してやっていきたいと思うので、小金井市のボラ
ンティアのテントなどもご見学いただければ幸いかと思う。よろし
く願います。

また、教育長と委員長のほうにまずお願いがあるかと思うので、
よろしく願います。

鮎川委員長 わかった。楽しみにしている。
それでは、報告事項4、今後の日程。今後の日程について報告願
う。

中島庶務係長 年度末に日程が立て込むので、まとめてご報告させていただく。
まず、平成27年第1回教育委員会の臨時会が4月1日水曜日午
後1時半から、こちら801会議室で行われる。全委員のご出席を
お願いします。

続いて、4月6日月曜日、4月7日火曜日だが、あわせて小学校、
中学校入学式がある。各小中学校で行うので、全委員のご出席をお
願います。

続いて、平成27年度教育施策連絡協議会が4月9日木曜日午後
1時半から都庁第一本庁舎5階大会議場で行われる。全委員のご出
席をお願いします。

続いて、平成27年第4回教育委員会定例会が4月14日火曜日
午後1時30分より、こちら801会議室で行う。全委員のご出席
をお願いします。

続いて、東京都市町村教育委員会連合会平成27年度第1回理事
会が4月30日木曜日午後2時から自治会館で行われる。委員長の
ご出席をお願いします。

続いて、平成27年第5回教育委員会定例会が5月12日火曜日
午後1時30分から、こちら801会議室で行う。全委員のご出席
をお願いします。

続いて、東京都市町村教育委員会連合会第59回定期総会が5月
19日火曜日午後2時から東京自治会館の講堂で行われる。全委員
のご出席をお願いします。

続いて、平成27年第6回教育委員会定例会が5月26日火曜日
午後1時30分から、こちら801会議室で行う。全委員のご出席
をお願いします。

続いて、平成27年度関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会
及び研修会、こちらは新潟の大会になる。5月29日金曜日、新潟
県長岡市の長岡市立劇場で行われる。鮎川委員長と福元委員長職務
代理者のご出席をお願いします。

今後の日程については以上になる。

鮎川委員長

以上で報告事項を終了する。

次に、報告事項第5から日程第19までの5件を順次議題とするところだが、いずれの案件も人事に関する事件である。委員長は、本案は小金井市教育委員会会議規則第10条第1項に規定する事件に該当するため、非公開の会議が相当と判断するが、委員の皆様、異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長

では、全員異議なしと認め、秘密会を開会する。
準備のため、休憩する。

休憩 午後2時46分
再開 午後3時01分

鮎川委員長

再開する。

本日の審議は全て終了した。これをもって平成27年第3回教育委員会定例会を閉会する。

閉会 午後3時01分